転載・複製・
二次利用禁止

sawai

転載・複製・二次利用禁止

資料のコピー（印刷、写真、複写 等による複製）や流用（引用、転載、転売等）を固く禁じます。
自己学習以外の用途で使用しないでください。

本資材にてご紹介する、点数・算定要件・留意事項・施設基準等は、関係法令等の内容を抜粋して作成しています。
詳細は、原文をご確認いただくようお願いいたします。

資料の取り扱いに関するご注意

1. 本資料に記載された情報は、令和8年度診療報酬改定を説明するものです。
   情報を使用する場合には、各団体または個人の責任において行ってください。これらの使用に起因して生じた損害に関し、弊社は一切その責任を負いません。
2. 本資料に記載されている情報は、正確を期すため慎重に作成したものですが、誤りがないことを保証するものではありません。
   万一、本資料に記載されている情報の誤りに起因する損害が生じた場合においても、弊社は一切その責任を負いません。
3. 本資料の二次利用（複製、転載等）はしないでください。二次利用より生じた損害に関し、弊社は一切その責任を負いません。

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・
二次利用禁止

令和8年度診療報酬改定

【長期収載品の選定療養】 ※令和8年6月1日より適用

※告示（令和8年3月5日）および関連通知に基づいて作成しています。
詳細については原文をご確認いただくようお願い致します。
今後の省令、告示、それらに関連する通知、事務連絡によって内容に変更が生じる可能性があります。

沢井製薬株式会社
2026年10月22日作成

sawai

転載・複製・二次利用禁止
sawai

令和6年10月より施行された長期収載品の選定療養

医療保険財政の中で、イノベーションを推進する観点から、長期収載品について、保険給付の在り方の見直しを行うこととし、選定療養の仕組みを導入する。※準先発品を含む。

保険給付と選定療養の適用場面

- **長期収載品の使用**について、**①銘柄名処方の場合であって、患者希望により長期収載品を処方・調剤した場合**や、**②一般名処方の場合**は、**選定療養の対象とする**。
- ただし、**①医療上の必要性があると認められる場合**（例：医療上の必要性により医師が銘柄名処方（後発品への変更不可）をした場合）や、**②薬局に後発医薬品の在庫が無い場合など、後発医薬品を提供することが困難な場合**については、選定療養とはせず、引き続き、**保険給付の対象とする**。

選定療養の対象品目の範囲

- 後発医薬品上市後、徐々に後発品に置換えが進むという実態を踏まえ、
  - ① 長期収載品の薬価ルールにおいては後発品上市後５年から段階的に薬価を引き下げることとしている。この点を参考に、**後発品上市後５年を経過した長期収載品**については**選定療養の対象（※）とする**。
    - ※ ただし、置換率が極めて低い場合（市場に後発医薬品がほぼ存在しない場合）については、対象外とする。
  - ② また、**後発品上市後５年を経過していなくても、置換率が50%に達している場合**には、後発品の選択が一般的に可能な状態となっていると考えられ、**選定療養の対象とする**。

保険給付と選定療養の負担に係る範囲

- 選定療養の場合には、長期収載品と後発品の価格差を踏まえ、**後発医薬品の最高価格帯との価格差の４分の３までを保険給付の対象とする**。
- **選定療養に係る負担は**、医療上の必要性等の場合は長期収載品の薬価で保険給付されることや、市場実勢価格等を踏まえて長期収載品の薬価が定められていることを踏まえ、**上記価格差の4分の１相当分**とする。

令和6年度診療報酬改定に係る答申書附帯意見（抜粋）：長期収載品

層-2 答申書（令和6年2月14日 中央社会保険医療協議会 総会（第584回））
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00247.html より作成

25 選定療養の仕組みを用いた、長期収載品における保険給付の在り方の見直しについては、患者の動向、後発医薬品への置換え状況、医療現場への影響も含め、その実態を把握するとともに、制度の運用方法等に関して必要な検証を行うこと。

個別事項について（その7）長期収載品の選定療養①（令和7年11月14日 中央社会保険医療協議会 総会（第627回））
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65884.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・二次利用禁止
sawai

【参考】保険外併用療養費制度について

平成18年の法改正により創設
（特定療養費制度から範囲拡大）

我が国においては、国民皆保険の理念の下、必要かつ適切な医療は基本的に保険収載しています。
その上で、保険収載されていないものの、将来的な保険収載を目指す先進的な医療等については、保険外併用療養費制度として、安全性・有効性等を確認するなどの一定のルールにより保険診療との併用を認めています。
保険外併用療養費制度は、大きく「評価療養」、「患者申出療養」、「**選定療養**」に分類されます。

○ 保険診療との併用が認められている療養

① 評価療養
② 患者申出療養
→ **保険導入のための評価を行う**もの

③ 選定療養 ⟶ 保険導入を前提としないもの

選定療養

保険外併用療養のうち、将来的な保険導入を前提としないもので、患者の選択により特別の料金を支払うことで保険外の診療と保険診療を併用するもの。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養は、令和6年10月より施行されている。

保険外併用療養費の仕組み

基礎的部分（入院基本料など保険適用部分）	上乗せ部分（保険適用外部分）
保険外併用療養費（医療保険で給付）	患者から料金徴収可
自己負担（3割負担等）	

※ 保険外併用療養費においては、患者から料金徴収する際の要件（料金の掲示等）を明確に定めている。

○ 評価療養

- 先進医療
- 医薬品、医療機器、再生医療等製品の治験に係る診療
- 薬事承認後で保険収載前の医薬品、医療機器、再生医療等製品の使用
- 薬価基準収載医薬品の適応外使用
  （用法・用量・効能・効果の一部変更の承認申請がなされたもの）
- 保険適用医療機器、再生医療等製品の適応外使用
  （使用目的・効能・効果等の一部変更の承認申請がなされたもの）
- プログラム医療機器の使用
  （薬事の第１段階承認後のもの、チャレンジ申請で再評価を目指すもの）

○ 患者申出療養

○ 選定療養

- 特別の療養環境（差額ベッド）
- 予約診療
- 時間外診療
- 大病院の初診
- 大病院の再診
- 180日以上の入院
- 制限回数を超える医療行為
- 歯科の金合金等
- 金属床総義歯
- 小児う蝕の指導管理
- 水晶体再建に使用する多焦点眼内レンズ
- 保険適用期間終了後のプログラム医療機器
- 間歇スキャン式持続血糖測定器
- 精子の凍結及び融解
- 長期収載品

保険外併用療養費制度について（2026年10月16日閲覧）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/sensiniryo/index_00007.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・二次利用禁止
sawai

大臣折衝事項 厚生労働省（令和6年12月25日）（抜粋）

2．医薬品関係

（2）薬価制度関連事項

我が国の費用対効果評価の更なる活用に向け、引き続き、対象範囲の拡大に向けた検討を進めるとともに、費用対効果評価の実施体制の強化や適切な評価手法の検討とあわせ、薬価制度上の活用方法、診療現場での活用の方策など、今後の在り方について具体的な検討を進める。

また、選定療養の仕組みを用いた、長期収載品における保険給付の在り方の見直しについては、患者の動向、後発医薬品への置換え状況、医療現場への影響も含め、その実態を把握した上で、更なる活用に向けて引き続き検討する。さらに、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（以下、「改革工程」という。）に示された薬剤自己負担の見直し項目である「薬剤定額一部負担」、「薬剤の種類に応じた自己負担の設定」、「市販品類似の医薬品の保険給付の在り方の見直し」について、引き続き検討を行う。

個別事項について（その7）長期収載品の選定療養①（令和7年11月14日 中央社会保険医療協議会 総会（第627回））
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65884.html より作成

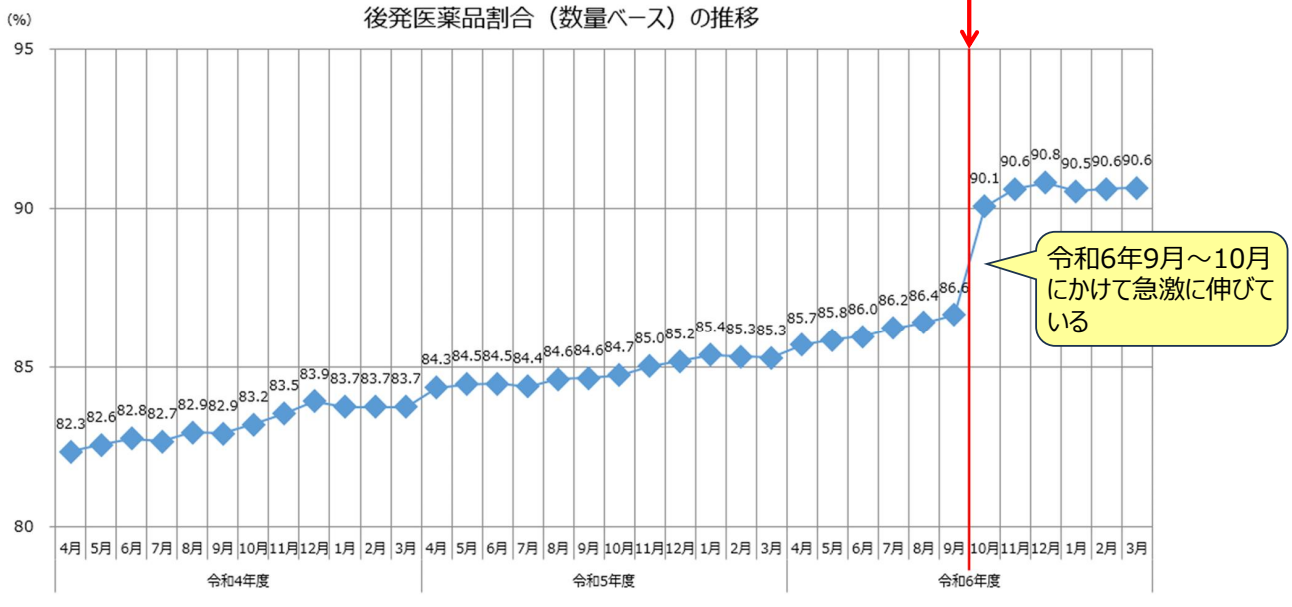
Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の選定療養の施行後の状況①

令和6年度 調剤医療費（電算処理分）の動向 <後発医薬品割合（数量ベース）の推移>

- 後発医薬品割合（数量ベース、新指標）は、**令和6年度末（令和7年3月）時点で90.6%。**
- **令和6年10月、長期収載品の選定療養の制度が開始された。**



注1） 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2） 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

個別事項について（その7）長期収載品の選定療養①（令和7年11月14日 中央社会保険医療協議会 総会（第627回））
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65884.html より作成

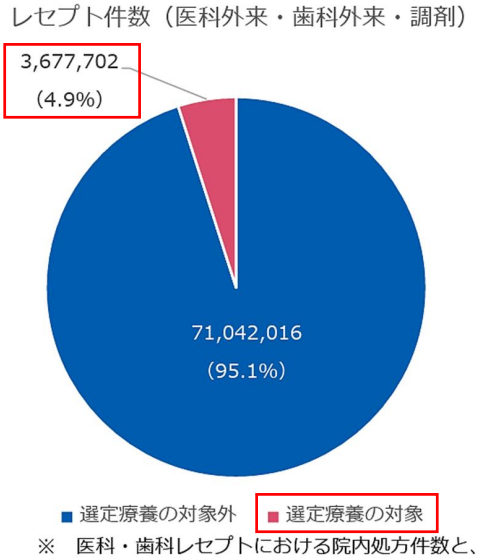
Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・二次利用禁止
sawai

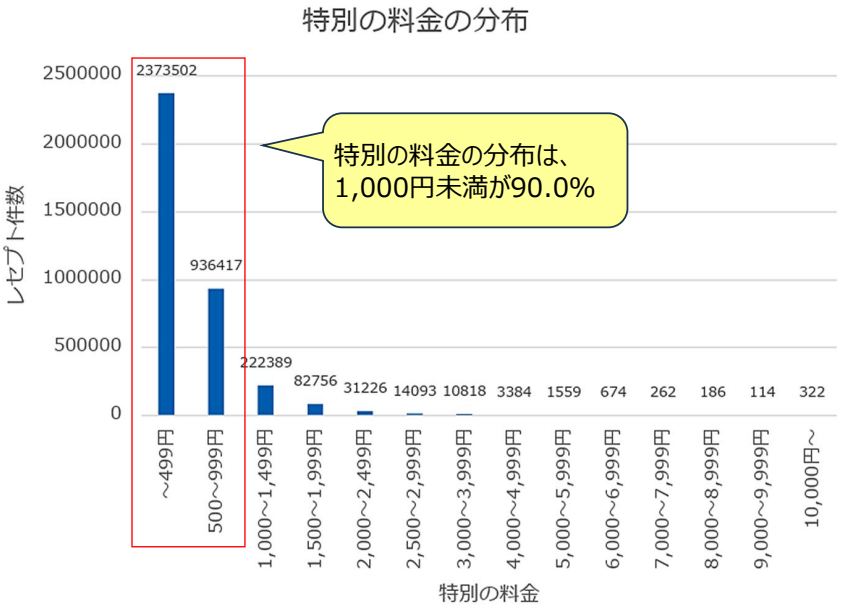
長期収載品の選定療養の施行後の状況②

選定療養の対象となった件数、特別の料金の分布

- 医科外来・歯科外来・調剤レセプトを用いて、令和6年11月において選定療養の対象となった件数と「特別の料金」を分析。
- **選定療養の対象となったレセプト件数は約368万件（全体の4.9%）。**
- 特別の料金の分布は、1,000円未満が90.0%、2,000円未満が98.3%、3,000円未満が99.8%。



※　医科・歯科レセプトにおける院内処方件数と、調剤レセプトにおける調剤件数の合計



個別事項について（その7）長期収載品の選定療養①（令和7年11月14日 中央社会保険医療協議会 総会（第627回））
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65884.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

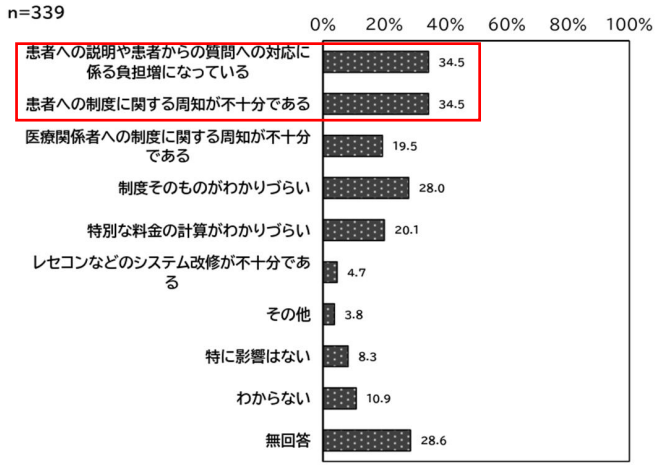
転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の選定療養の施行後の状況③

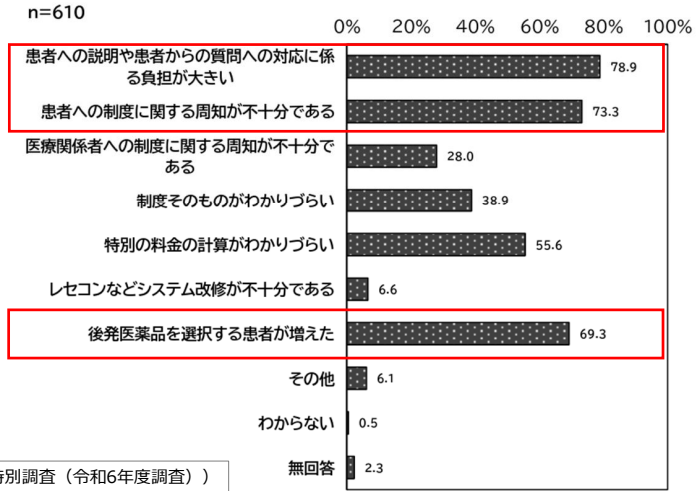
長期収載品の選定療養による影響や課題（施設調査《一般診療所・保険薬局》の結果）

- 長期収載品の選定療養による影響や課題について尋ねたところ、下記のような結果であった
- 一般診療所：「患者への説明や質問への対応が負担」、「患者への制度に関する周知が不十分」がともに34.5%
- 保険薬局：「患者への説明や質問への対応が負担」が最も多く、78.9%

令和6年度調査（一般診療所票）　図表3－87



令和6年度調査（薬局票）　図表2－49



後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査（令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（令和6年度調査））
- 調査実施時期：令和7年1月6日～1月20日
- 一般診療所調査の有効回答数（施設数）：339件（有効回答率は33.9%）
- 保険薬局調査の有効回答数：610件（有効回答率40.7%）

令和7年4月9日 中央社会保険医療協議会診療報酬改定結果検証部会（第72回）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56721.html

個別事項について（その7）長期収載品の選定療養①（令和7年11月14日 中央社会保険医療協議会 総会（第627回））
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65884.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・二次利用禁止
sawai

令和8年度診療報酬改定　長期収載品の選定療養制度の見直し

➢ 長期収載品の選定療養について、後発医薬品の供給状況や患者負担の変化にも配慮しつつ、創薬イノベーションの推進や後発医薬品の更なる使用促進に向けて、患者負担の見直しを行う。

現行	改定後
【長期収載品の選定療養の患者負担額】 後発医薬品のある先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に**四分の一**を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に十円を乗じて得た額	【長期収載品の選定療養の患者負担額】 後発医薬品のある先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に**二分の一**を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に十円を乗じて得た額



後発医薬品がある医薬品について、先発医薬品（長期収載品）の処方を希望する患者さんに生じる特別の料金
先発医薬品と後発医薬品の価格差の1/4から1/2へ変更

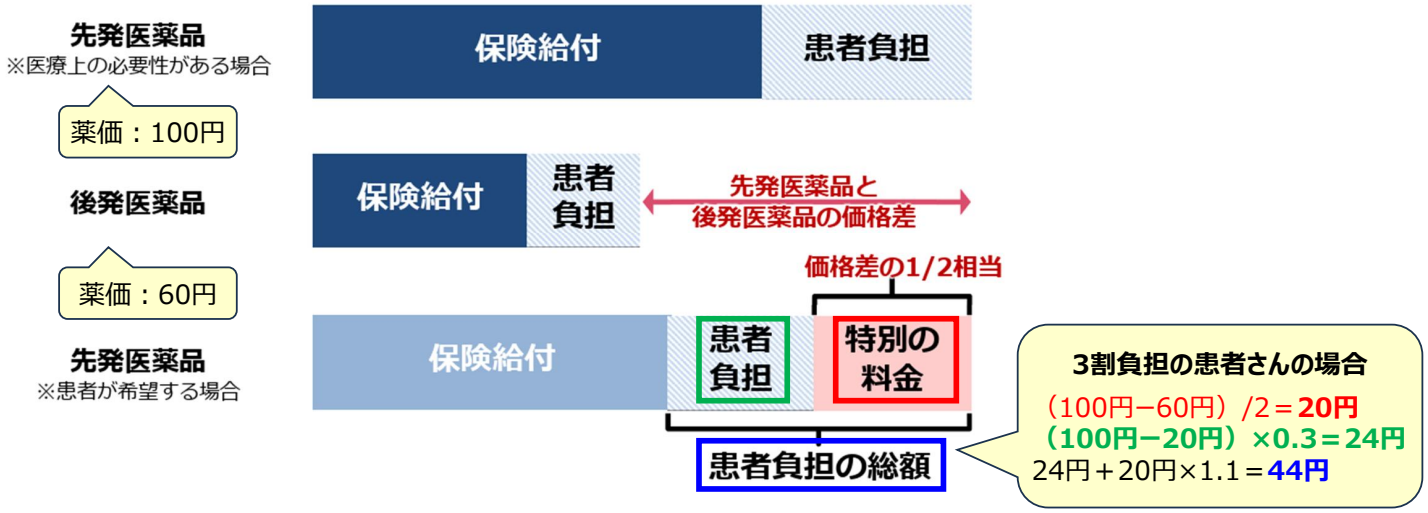
令和8年度診療報酬改定の概要 14.重点的な対応が求められる分野（医薬品適正使用）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71068.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・二次利用禁止
sawai

特別の料金の計算方法（イメージ）

例：先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合
差額40円の2分の1である20円が、通常の1～3割の患者負担とは別に上乗せされます



- 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税が別途かかる。
- 端数処理の関係などで特別の料金が2分の1ちょうどにならない場合がある。（厚生労働省HPに対象医薬品リスト掲載）
- 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算する。
- 薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わらない。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養　について（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html（2026年10月16日閲覧） より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について

第1 厚生労働大臣が定める掲示事項（掲示事項等告示第1関係）

1 保険医療機関が提供する医療サービスの内容及び費用に関する事項について、**患者に対する情報の提供の促進を図る観点から、療養担当規則上院内掲示が義務付けられている保険外併用療養費に係るものを除き、届出事項等を院内掲示の対象とした**こと。

また、当該掲示事項について、**原則として、ウェブサイトに掲載しなければならない**ものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。

2 具体的には、従来から院内掲示とされていたものを含め、以下の5つの事項を院内掲示事項及びウェブサイト掲載事項として定めたこと。

(1) 入院基本料に関する事項
(2) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成24年厚生労働省告示第165号）別表第一から第三までの病院の欄に掲げる病院であること。
(3) 地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項
(4) 明細書の発行状況に関する事項
(5) 保険外負担に関する事項
①～② 略
③ なお、**保険外併用療養費に係る事項については**、療担規則第5条の4第2項及び療担基準第5条の4第2項に基づき、**その内容及び費用につき院内掲示を行う旨定められているところであるが、今後とも当該事項を院内の見やすい場所に掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載することの徹底が図られるべきものであること。**

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について （令和8年3月27日保医発0327第6号）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成
Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

令和8年度診療報酬改定 長期収載品の選定療養
関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について

第3 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等（掲示事項等告示第2、第2の2及び第3並びに医薬品等告示関係）

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項を抜粋

30 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

(1) 創薬力強化に向けて、革新的な医薬品等の開発強化、研究開発型のビジネスモデルへの転換促進等を行うため、イノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置等を推進することとしているところ、医療保険財政の中で、こうしたイノベーションを推進するため、後発医薬品の安定供給を図りつつ、長期収載品の保険給付の在り方の見直しを行うこととしている。
本制度は、こうした政策的な要素を考慮した上で、具体的には、**医療上の必要性があると認められる場合等は、保険給付するという前提に立ちつつ、後発医薬品が存在する中においても、薬剤工夫による付加価値等への患者の選好により使用されることがある等の長期収載品の使用実態も踏まえ、長期収載品の処方等又は調剤について、患者の自己の選択に係るものとして、その費用を患者から徴収することとした**ものである。

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について （令和8年3月27日保医発0327第6号）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成
Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について

第3 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等（掲示事項等告示第2、第2の2及び第3並びに医薬品等告示関係）

対象となる長期収載品

30 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

(2) **長期収載品とは、後発医薬品のある先発医薬品**（昭和42年9月30日以前の薬事法（現行の医薬品医療機器等法）の規定による製造の承認がされた医薬品であって、価格差のある後発医薬品があるもの（いわゆる**「準先発品」）を含む**。）をいうものであること。

(3) **本制度の対象となる長期収載品は、次の①又は②の要件を満たす**医薬品であって、**当該長期収載品の薬価が、当該長期収載品の後発医薬品（組成、剤形及び規格が同一であるものに限る。以下同じ。）のうち最も薬価が高いものの薬価を超えているもの**であること。

① 当該長期収載品に係る**後発医薬品が初めて薬価基準に収載された日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した長期収載品（バイオ医薬品を除く。）**

② 当該長期収載品に係る**後発医薬品が初めて薬価基準に収載された日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過しない長期収載品であって、**当該長期収載品に係る後発医薬品の数量を、当該長期収載品に係る後発医薬品の数量に当該長期収載品の数量を加えて得た数で除して得た数（以下**「後発品置換え率」**という。）**が50%以上であるもの（バイオ医薬品を除く。）**

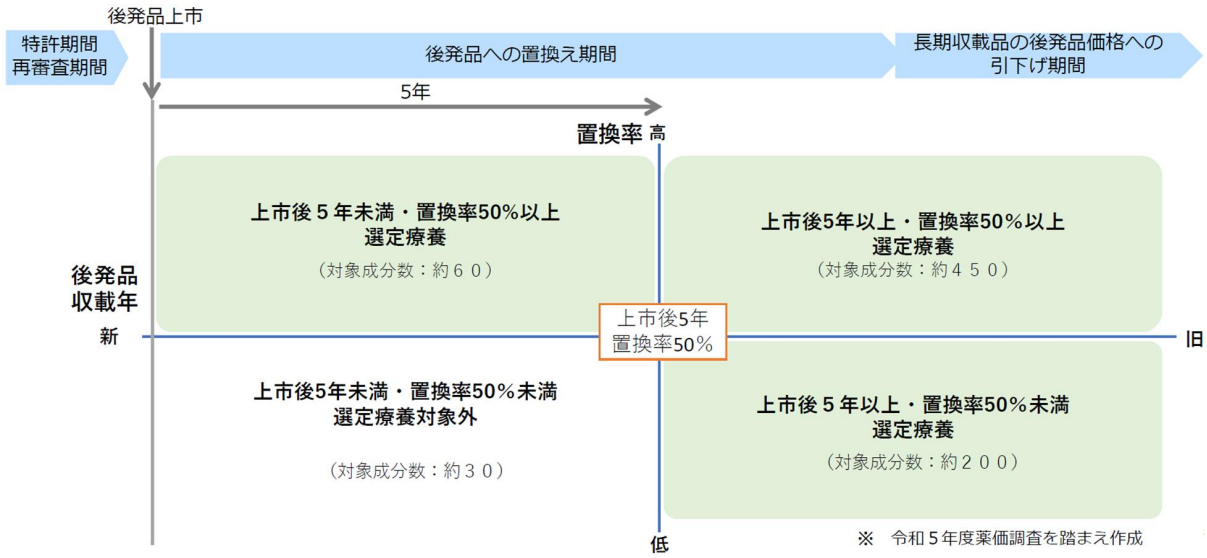
ただし、①の要件を満たす医薬品であっても、**保険医療機関又は保険薬局において後発医薬品を提供することが困難な場合には選定療養の対象外**とすることを踏まえ、**後発品置換え率が極めて低い長期収載品（後発品置換え率が１%未満の長期収載品）は、対象外**とする。

なお、**対象となる長期収載品の具体的な品目の一覧**（長期収載品の薬価、当該長期収載品の後発医薬品のうち最も薬価が高いものの薬価等を含む。）は**厚生労働省のウェブサイトに掲載**している。

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について （令和8年3月27日保医発0327第6号）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

【参考】選定療養の対象品目（イメージ）



対象外
- バイオ医薬品
- 後発医薬品への置換率が極めて低い場合（置換率が1%未満）
- 保険医療機関又は保険薬局において、後発医薬品の在庫状況等を踏まえ、後発医薬品を提供することが困難な場合

※長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品についてリストを作成し、厚生労働省ホームページで公表

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について ⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

長期収載品（その3）（令和5年12月15日 第573回中央社会保険医療協議会総会）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00232.html より作成
長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について（事務連絡令和8年3月31日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・二次利用禁止
sawai

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について

第3 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等（掲示事項等告示第2、第2の2及び第3並びに医薬品等告示関係）

本制度が適応となる条件

30 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

(6) **本制度が適用されるのは、次の①から③までのすべてを満たす場合**に限られるものであること。

① **患者に対して長期収載品の処方等又は調剤に関する十分な情報提供がなされ、医療機関又は薬局との関係において患者の自由な選択と同意があった場合**に限られるものであること。
なお、今般、本制度の導入にあたっては、**院外処方や院内処方等及びそれを踏まえた調剤時における患者の希望による長期収載品の選択を対象**とし、**入院中の患者については対象外**とする。

② **長期収載品を処方等又は調剤することに医療上必要があると認められる場合に該当しない**こと。
具体的には、
- 処方箋の**「変更不可（医療上必要）」欄に「✓」又は「×」が記載された長期収載品**は、医療上必要があると認められるため**保険給付の対象**となり、選定療養の対象にはならないこと。
- **患者の希望を踏まえ銘柄名処方され、「患者希望」欄に「✓」又は「×」を記載された長期収載品や一般名処方され、患者が調剤を希望した長期収載品は、選定療養の対象**となること。

③ 当該保険医療機関又は保険薬局において、**後発医薬品の在庫状況等を踏まえ、後発医薬品を提供することが困難な場合に該当しない**こと。

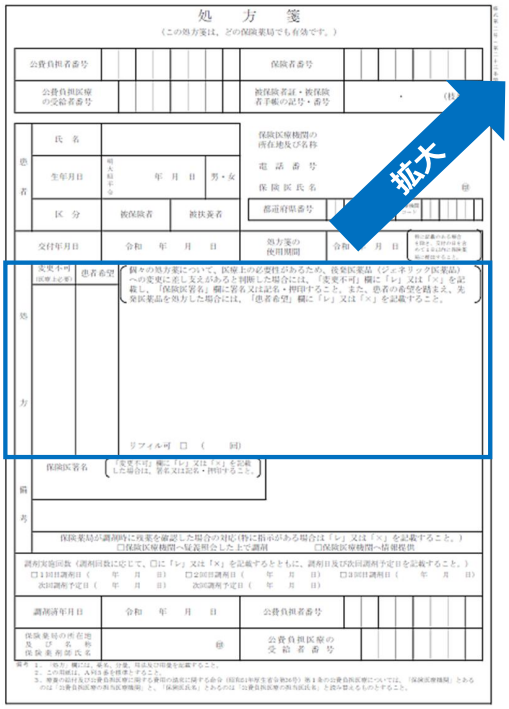
「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について （令和8年3月27日保医発0327第6号）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

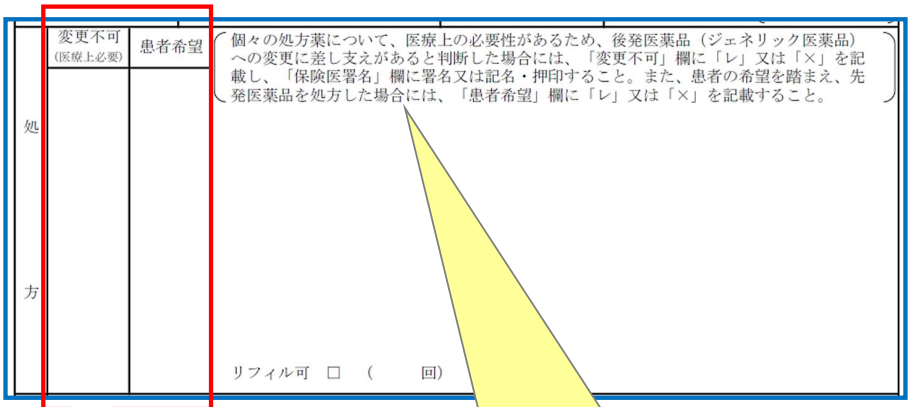
Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

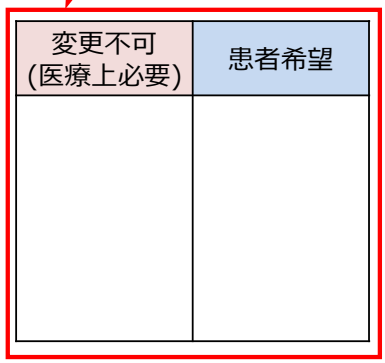
転載・複製・二次利用禁止
sawai

処方箋様式の変更

様式第二号







個々の処方薬について、
- 医療上の必要性があるため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印
- 患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第21号）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

第3 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等（掲示事項等告示第2、第2の2及び第3並びに医薬品等告示関係）

費用に関すること

30 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

(4) 保険外併用療養費の支給額は、所定点数から次に掲げる点数を控除した点数に、**当該療養に係る医薬品の薬価から、先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品のうち最も薬価が高いものの薬価を控除して得た価格に2分の1を乗じて得た価格を控除して得た価格**を用いて次の各区分の例により算定した点数を加えた点数をもとに計算されるものである。

① 別表第一 区分番号C200に掲げる薬剤
② 別表第一 区分番号F200に掲げる薬剤
③ 別表第一 区分番号G100に掲げる薬剤
④ 別表第二 区分番号F200に掲げる薬剤
⑤ 別表第二 区分番号G100に掲げる薬剤
⑥ 別表第三 区分番号20に掲げる使用薬剤料

①～③：別表第一 医科診療報酬点数表
C200：在宅医療／F200：投薬／G100：注射
④～⑤：別表第二 歯科診療報酬点数表
F200：投薬／G100：注射
⑥：別表第三 調剤報酬点数表
20：使用薬剤料

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について （令和8年3月27日保医発0327第6号）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成
Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

令和8年度診療報酬改定 長期収載品の選定療養
関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai
「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について

第3 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等（掲示事項等告示第2、第2の2及び第3並びに医薬品等告示関係）

費用に関すること

30 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

(8) 特別の料金については、医療上の必要性等の場合は長期収載品の薬価で保険給付されることや、市場実勢価格等を踏まえて長期収載品の薬価が定められていることを踏まえ、長期収載品と後発医薬品の価格差の一定割合とすること。
また、後発医薬品の使用促進を進めていく観点からも、当該一定割合分を徴収しなければならないとすること。
具体的には、**当該長期収載品の薬価から、当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に2分の1を乗じて得た価格を用いて算定告示の例により算定した点数に10円を乗じて得た額とする**こと。ここでいう**当該長期収載品の後発医薬品の薬価とは、該当する後発医薬品のうち最も薬価が高いものの薬価**をいうこと。
なお、**「選定療養」に係る費用として徴収する特別の料金は消費税の課税対象**であるところ、前述で算定方法を示している長期収載品の特別の料金の額に消費税分は含まれておらず、前述の額に消費税分を加えて徴収する必要があること。

別表第二		
改正前	改正後	
（新設）	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第十五号に規定する後発医薬品（下欄において単に「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医品等（下欄において単に「先発医薬品」という。）の処方等又は調剤に係る療養	上欄の療養に係る所定点数から当該療養に係る診療報酬の算定方法別表第一区分番号F200に掲げる薬剤その他の診療報酬の算定方法に掲げる別に厚生労働大臣が定める点数を控除した点数に、**当該療養に係る医薬品の薬価から、先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に二分の一を乗じて得た価格を控除して得た価格を用いて当該区分の例により算定した点数を加えた点数**

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示（令和8年厚生労働省告示第116号）
「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について （令和8年3月27日保医発0327第6号）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成
Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

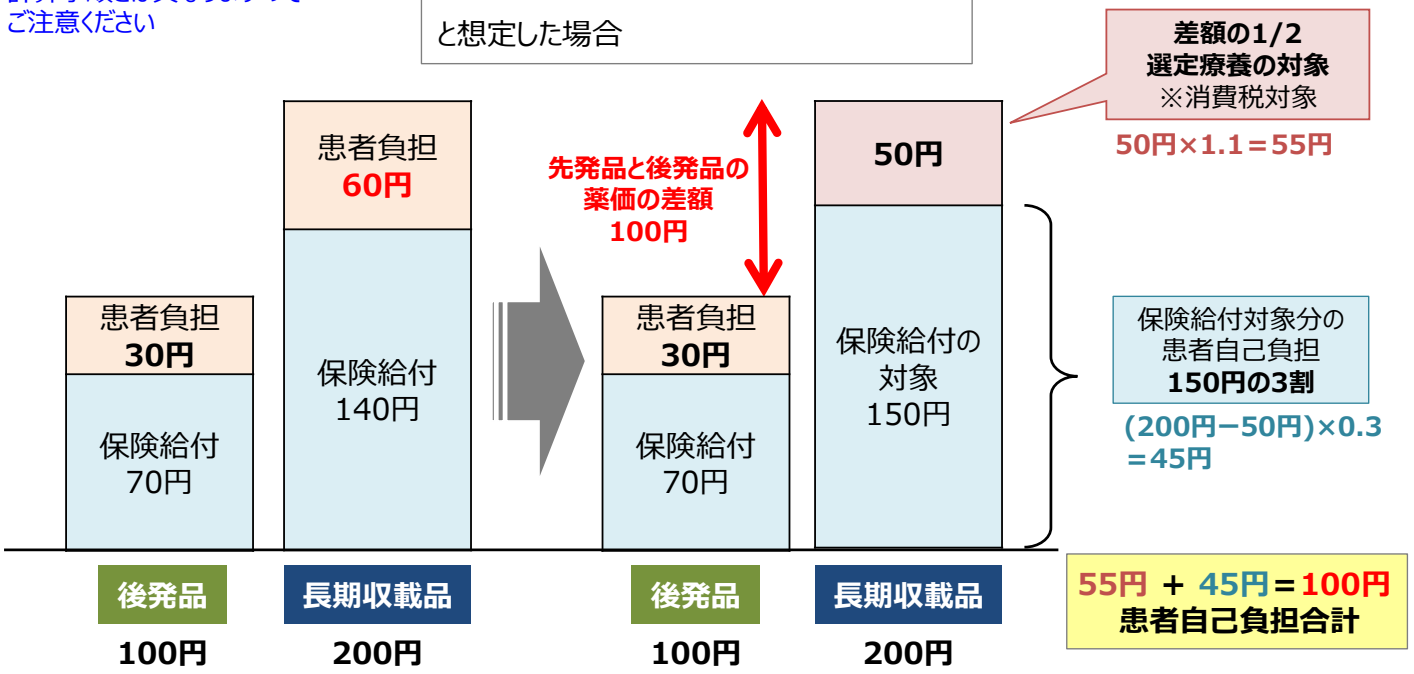
転載・複製・二次利用禁止
sawai

【参考】患者負担に与える影響（イメージ）

3割負担の患者さんの例

※実際の診療報酬算定時の計算手順とは異なりますのでご注意ください

薬価（1錠）
後発品（最も薬価が高いもの）：100円
長期収載品　　：200円
と想定した場合



厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示（令和8年厚生労働省告示第116号）
「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について （令和8年3月27日保医発0327第6号）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養における費用の計算方法について
計算方法の概要

基本的な考え方

- 患者の診療に係る費用は、大きく次の（1）及び（2）から構成される。
  （1） **選定療養による「特別の料金」となる費用**（**長期収載品と後発医薬品の価格差の2分の1に相当する費用**）
  （2） **選定療養を除く保険対象となる費用**（**保険外併用療養費**と**患者自己負担**の合計額）
- **患者負担の総額は、下記の合計**となる。
  （1）である選定療養による「特別の料金」
  （2）のうち「患者自己負担」
  患者さんによって、負担割合は異なる（1割～3割）
- 費用の計算に用いる数値のうち、医薬品の規格単位ごとの、
  ・「長期収載品と後発医薬品の価格差の2分の1」
  ・「保険外併用療養費の算出に用いる価格」
  については、**厚生労働省ホームページで公表している対象医薬品リスト（以下「厚労省マスタ」という）において示す数値を用いる**※。

※後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html）

選定療養を除く保険対象となる費用	保険適用外部分
（**保険外併用療養費** ＋ **患者自己負担**）	（**特別の料金**）

患者負担の総額

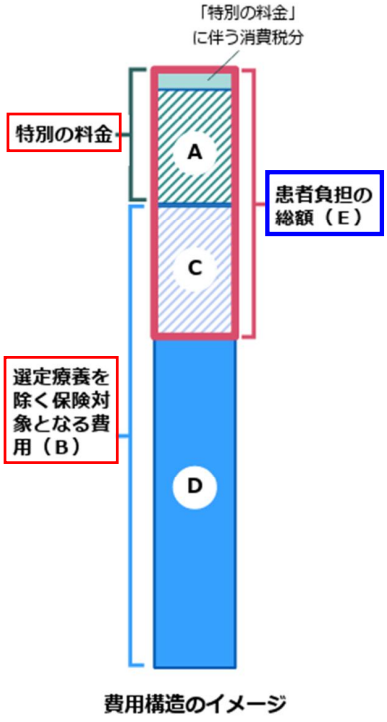
患者さんの希望で長期収載品を選択した際に負担する部分

「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養における費用の計算方法について」の 一部改正について （事務連絡令和8年9月30日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養における費用の計算方法について
費用の計算方法（イメージ）



費用構造のイメージ

＜厚生労働省のホームページで公開されている「厚労省マスタ」＞

計算にはこの値を使う

薬価基準収載医薬品コード	品名		薬価	後発医薬品最高価格	長期収載品と後発医薬品の価格差の２分の１	保険外併用療養費の算出に用いる価格
●●●●	●●		●●.●	●●.●	●●.●●【a】	●●.●●【b】

A「特別の料金」に係る費用　（調剤報酬の算定に関する告示の中で薬剤料の計算方法が規定されている）

1．【a】の値に投薬全量を乗じる。（単位：円）

2．1．で求めた額に消費税を加える

【a】× 投薬全量 ×（1＋消費税率）　（特別の料金には消費税がかかる）

B 選定療養を除く保険対象となる費用（※ 当該長期収載品に係る分）

1．【b】の値を用い、数量等に応じて算定告示に基づき薬剤料（点）に換算する。

2．選定療養を除く保険対象となる費用 B（円）は以下の算式で求める。

1．で求めた薬剤料（点）×10（円/点）

D 保険外併用療養費

保険外併用療養費は以下の算式で求める。

B ×（1 − 自己負担率）

C 患者自己負担

患者の自己負担額は以下の算式で求める。

B × 自己負担率

自己負担率は患者さんによって異なる

患者負担の総額（E）　（患者さんが窓口で支払う金額）

「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養における費用の計算方法について」の 一部改正について （事務連絡令和8年9月30日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養における費用の計算方法について
計算の具体例（イメージ）

XX錠１０mg（内服薬）、１日２錠 30日分に係る費用（自己負担率が３割の場合）は以下のとおり計算される。
ただし、「厚労省マスタ」における該当行は表のとおりとする。

薬価基準収載医薬品コード	品名		薬価	後発医薬品最高価格	長期収載品と後発医薬品の価格差の２分の１	保険外併用療養費の算出に用いる価格
●●●●	XX錠１０mg		100.0	49.3	25.35【a】	74.65【b】

A 「特別の料金」に係る費用

「特別の料金」（※ 課税対象、消費税率 10%）

・25.35 円【a】× 1回1錠 × 1日2回 × 30日 ＝ 1,521 円 ≒ **1,520 円**　（30日分の処方）

※１の位を四捨五入する。

・1,520 円 ×（1+0.10）＝ **1,672 円**（消費税込み）　（特別の料金には消費税がかかる）

（所定単位（1剤1日分）あたり ⇒ この事例の場合、「1日2錠」）

B 選定療養を除く保険対象となる費用　（注）当該長期収載品に係る分

1．算定告示に基づき薬剤料に係る点数に換算

・所定単位（１剤１日分）あたり　74.65円【b】× 2錠 ＝ 149.3 円 ➡ 15点

・30 日分　15点 × 30 日 ＝ 450 点　※ 保険適用分点数

2．選定療養を除く保険対象となる費用

450 点 × 10（円/点）＝ **4,500 円**

D 保険外併用療養費

B ×（1 − 自己負担率）

4,500 円 ×（1 - 0.30）＝ **3,150 円**

C 患者自己負担

B × 自己負担率

4,500 円 × 0.30 ＝ **1,350円**　（3割負担の患者さん）

E 患者負担の総額

A ＋ C

1,672円 ＋ 1,350 円 ＝ 3,022 円　（患者さんが窓口で支払う金額）

「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養における費用の計算方法について」の 一部改正について （事務連絡令和8年9月30日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について

第3 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等（掲示事項等告示第2、第2の2及び第3並びに医薬品等告示関係）

掲示・領収書

30 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

(5) 長期収載品の処方等又は調剤を行おうとする保険医療機関又は保険薬局は、**本制度の趣旨を患者に適切に情報提供する観点から、（1）に示す本制度の趣旨及び特別の料金について院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならない**こと。

また、当該掲示事項について、**原則として、ウェブサイトに掲載しなければならない**ものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。

(7) 患者から長期収載品の処方等又は調剤に係る特別の料金の費用徴収を行った保険医療機関又は保険薬局は、患者に対し、**保険外併用療養費の一部負担に係る徴収額と特別の料金に相当する自費負担に係る徴収額を明確に区分した当該費用徴収に係る領収書を交付する**ものとすること。

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について （令和8年3月27日保医発0327第6号）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

施設内での掲示ポスター（厚生労働省作成）

患者のみなさまへ　令和８年６月から

先発医薬品を希望した場合の自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合**は、**特別の料金をお支払いいただきます。**
- 特別の料金は、令和８年６月から、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の２分の１相当**です。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

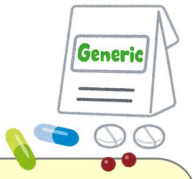
- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の２分の１相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて
特別の料金の対象となる医薬品の一覧などはこちらへ

後発医薬品について
後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関する基本的なこと

※QRコードから厚生労働省ＨＰの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします
厚生労働省



厚生労働省作成の長期収載品の選定療養に関する患者さん向け資材は、下記のリンクよりDL可能です。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html





後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html（2026年10月16日閲覧） より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

窓口での案内チラシ（厚生労働省作成）

表面

患者のみなさまへ　令和８年６月から

先発医薬品を希望した場合の自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合**は、**特別の料金をお支払いいただきます。**
- 特別の料金は、令和８年６月から、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の２分の１相当**です。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の２分の１相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて
特別の料金の対象となる医薬品の一覧などはこちらへ

後発医薬品について
後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関する基本的なこと

※QRコードから厚生労働省ＨＰの関連ページにアクセスできます。

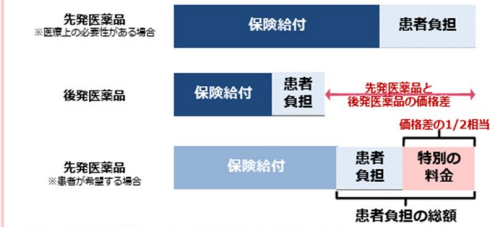
将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

厚生労働省

裏面

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の２分の１相当を特別の料金としてお支払いいただきます。
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、
差額40円の２分の1である20円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※端数処理の関係などで特別の料金が２分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。
A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。
A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。令和８年６月から、後発医薬品の更なる使用促進に向けて、「特別の料金」を先発医薬品と後発医薬品の価格差の２分の１相当とします。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。
A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。
A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html（2026年10月16日閲覧） より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

長期収載品の処方等又は調剤について
処方箋様式に関する事項①

長期収載品の処方箋の交付等に係る基本的な考え方について

➢ 長期収載品について、処方箋が交付され、保険薬局において調剤される場合について、**医療上必要があると認められる場合及び後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合は、引き続き保険給付としつつ、それ以外の場合に患者が長期収載品を希望する場合は、選定療養の対象**とし、**保険給付は、長期収載品の薬価と後発医薬品の最高価格帯の価格差の2分の1までとする**こととしたこと。

➢ **処方医は、**選定療養に係る処方に当たり、後発医薬品が選択可能であること、長期収載品を患者が希望した場合には特別の料金が生じ得ること等に関し、**患者に十分な説明を行う**こと。
また、**保険薬局の薬剤師も、調剤時に同様の事項を説明し、患者の希望を確認する**こと。

【参考】後発医薬品の変更調剤に関する通知

- 処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について（保医発0305第12号　平成24年3月5日）
  基本の変更調剤に関する通知
- 現下の医療用医薬品の供給状況における変更調剤の取扱いについて（事務連絡　令和6年3月15日）
  昨今の医療用医薬品の供給状況等を踏まえた、やむを得ない場合における変更調剤に関する事務連絡（当面の間の取扱い）
- **「長期収載品の処方等又は調剤について」の一部改正について（通知）（保医発0327第9号　令和8年3月27日）**
  長期収載品の選定療養に関する運用通知

「長期収載品の処方等又は調剤について」の一部改正について（保医発0327第9号　令和8年3月27日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤について 処方箋様式に関する事項②

長期収載品を銘柄名処方する場合における取扱について

① **銘柄名処方**をされた長期収載品であって、**「変更不可（医療上必要）」欄に「✓」又は「×」が記載されたものは、保険給付の対象**となること。
また、**「変更不可（医療上必要）」欄に「✓」又は「×」を記載した場合においては、「患者希望」欄には「✓」又は「×」は記載しない**こと。

② **患者の希望を踏まえ銘柄名処方され、「患者希望」欄に「✓」又は「×」を記載された長期収載品については、選定療養の対象**となること。

③ **銘柄名処方された長期収載品であって、「変更不可（医療上必要）」欄及び「患者希望」欄のいずれにも「✓」又は「×」が記載されない場合**には、保険薬局における調剤の段階で後発医薬品を調剤することができる一方で、**患者が長期収載品を希望すれば選定療養の対象となる**こと。

④ ①から③までを踏まえ、保険薬局においては、処方箋に記載のある「変更不可（医療上必要）」欄又は「患者希望」欄の「✓」又は「×」の記載の有無に基づき、長期収載品を調剤した場合に選定療養の対象となるか否か判断すること。
ただし、**保険薬局において、次の場合において、次のような判断をすることは差し支えない**こと。なお、これらの場合において、**患者に対して調剤する薬剤を変更すること等を説明の上、同意を得る**こと。

保険薬局における判断に関する事例

- 後発医薬品の在庫状況等を踏まえ、**当該保険薬局において後発医薬品の提供が困難であり、長期収載品を調剤せざるを得ない場合には、患者が希望して長期収載品を選択したことにはならないため、保険給付**とすること。
- 処方の段階では後発医薬品も使用可能としていたが、**保険薬局の薬剤師において**、患者が服用しにくい剤形である、長期収載品と後発医薬品で効能・効果等の差異がある等、**後発医薬品では適切な服用等が困難であり、長期収載品を服用すべきと判断した場合には、医療上必要がある場合に該当し、保険給付とすることも想定される**こと。
- 処方箋において「患者希望」欄に「✓」又は「×」の記載がされていたが、**調剤時に選定療養について説明した結果、患者が後発医薬品を希望した場合に、後発医薬品を調剤し、保険給付とする**こと。

⑤ なお、医療上の必要性の観点からは処方医が後発医薬品を使用することに差し支えがないと判断し、長期収載品について患者の希望がない場合には、一般名処方がされることが望ましい。

「長期収載品の処方等又は調剤について」の一部改正について（保医発0327第9号 令和8年3月27日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai

【参考】長期収載品を銘柄名処方する場合における取扱について 保険薬局における判断の事例

- 保険薬局においては、処方箋に記載のある「変更不可（医療上必要）」欄又は「患者希望」欄の「✓」又は「×」の記載の有無に基づき、長期収載品を調剤した場合に選定療養の対象となるか否か判断する
- **保険薬局において、下記のような判断をすることは差し支えない**
- 患者に対して調剤する薬剤を変更すること等を説明の上、同意を得る



長期収載品の銘柄名処方 変更不可「医療上必要」、「患者希望」の欄に「✓」or「✕」が有りもしくは無し	保険薬局にて在庫状況より、後発医薬品の調剤が困難なため、やむを得ず長期収載品を調剤 ⇒ **保険給付の対象**
長期収載品の銘柄名処方 処方時は後発医薬品も使用可能	保険薬局の薬剤師の判断（適切な服用が困難、効能・効果の相違等）により、長期収載品を調剤 ⇒ **保険給付の対象とすることも想定される**
長期収載品の銘柄名処方 「患者希望」欄に「✓」or「✕」あり	保険薬局での選定療養の説明の結果、患者が後発医薬品を希望 ⇒ **保険給付の対象**

「長期収載品の処方等又は調剤について」の一部改正について（保医発0327第9号 令和8年3月27日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

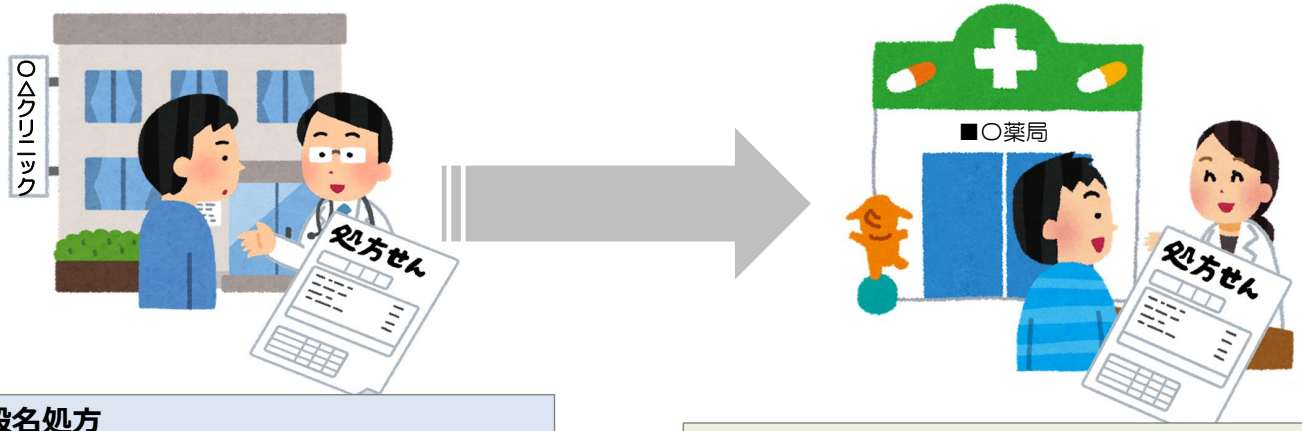
Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤について 処方箋様式に関する事項③

一般名処方する場合における取扱について

- **一般名処方の場合には、「変更不可（医療上必要）」欄及び「患者希望」欄のいずれにも、「✓」又は「×」を記載しないこと。**
- 一般名処方の処方箋を保険薬局に持参した**患者が長期収載品を希望した場合には、選定療養の対象となる**こと。



一般名処方
変更不可「医療上必要」、「患者希望」いずれも「✓」or「✕」の記載をしないこと

保険薬局にて患者さんが長期収載品での調剤を希望
⇒ **選定療養の対象**

「長期収載品の処方等又は調剤について」の一部改正について（保医発0327第9号 令和8年3月27日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤について 処方箋様式に関する事項④

経過措置について

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第35号）の施行の際現にある同令第2条の規定による改正前の保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）の様式（以下「改正前処方箋」という。）については、当分の間、これを手書き等で修正することにより、使用することができるものであること。

改正前処方箋を使用する場合には、医療上の必要性があるため、後発医薬品に変更ができないと処方医が判断した場合には、「変更不可」欄に「✓」又は「×」を医薬品ごとに記載するとともに「医療上必要」の記載をし、かつ、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、長期収載品を銘柄名処方する場合には、処方薬の近傍に「患者希望」の記載をすること等により、医薬品ごとに、当該判断が保険薬局へ明確に伝わるようにすること。なお、銘柄名処方された長期収載品であって、「変更不可」欄に「✓」又は「×」が記載されておらず、また、「患者希望」の記載がない長期収載品の取扱いについては、3（4）のとおりとすること。

院内処方時の留意点について

長期収載品を院内処方する場合においても、医療上必要があると認められる場合及び後発医薬品を提供することが困難な場合は引き続き保険給付としつつ、それ以外の場合に患者が長期収載品を希望する場合は選定療養の対象とすること。

院内処方の場合においては、保険医療機関において、長期収載品に係る「特別の料金」を徴収することとなるため、「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について」に規定する要件等に留意すること。

※本制度は院外処方や院内処方等及びそれを踏まえた調剤時における患者の希望による長期収載品の選択を対象とし、入院中の患者については対象外

「長期収載品の処方等又は調剤について」の一部改正について（保医発0327第9号 令和8年3月27日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

長期収載品の処方等又は調剤について 特別料金の支払いについて／その他

特別の料金の支払いについて

長期収載品を患者が選択したことにより患者が支払う特別の料金について、「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について」の第3の30の（8）に規定する額の支払いを受けるものとすること。

その他

処方箋における長期収載品に関する記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）別紙2の第5「処方せんの記載上の注意事項」によるものであること。

「長期収載品の処方等又は調剤について」の一部改正について（保医発0327第9号 令和8年3月27日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

【参考】「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（令和8年3月27日 保医発0327第2号）



第5 処方箋の記載上の注意事項（一部抜粋）

7 「処方」欄について

（5） **処方医が処方箋に記載した医薬品の一部又はすべてについて、医療上の必要性があるため、後発医薬品への変更に差し支えがあると判断したときには、「備考」欄中の「保険医署名」欄に署名等を行うとともに、差し支えがあると判断した医薬品ごとに「変更不可（医療上必要）」欄に「✓」又は「×」を記載**し、患者及び処方箋に基づき調剤を行う保険薬局の保険薬剤師のいずれに対しても変更不可であることが明確に分かるように記載すること。この場合において、「患者希望」欄には「✓」又は「×」は記載しないこと。
なお、**一般名処方の趣旨からして、一般名処方に対して「変更不可（医療上必要）」欄に「✓」又は「×」が記載されることはあり得ない**ものであること。

（6） 処方医が処方箋に記載した医薬品のうち（5）に基づいて「変更不可（医療上必要）」欄に「✓」又は「×」を記載していないもののうち、当該医薬品と含量規格が異なる後発医薬品又は類似する別剤形[※]の後発医薬品への変更に差し支えがあると判断したときには、「備考」欄中の「保険医署名」欄に署名等を行うとともに、当該医薬品の銘柄名の近傍に「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」と記載するなど、患者及び処方箋に基づき調剤を行う保険薬局の保険薬剤師のいずれに対しても含量規格変更不可又は剤形変更不可であることが明確に分かるように記載すること。

※ 類似する別剤形の医薬品とは、内服薬であって、次の各号に掲げる分類の範囲内の他の医薬品をいう。
ア 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤
イ 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る。）
ウ 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る。）

（7） **患者の希望を踏まえ、長期収載品を銘柄名処方する場合には、「患者希望」欄に「✓」又は「×」を記載**すること。

8 「備考」欄について

（5） 処方医が、処方箋に記載した医薬品について、医療上の必要性があるため、後発医薬品に変更することに差し支えがあると判断した場合は、差し支えがあると判断した医薬品ごとに、「処方」欄中の「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載するとともに、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。
なお、後発医薬品を処方する際に、「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載する場合においては、その理由を記載すること。また、電子処方箋を発行する際は、「薬品補足レコード」内の「薬品補足情報」欄に、後発品変更不可の理由を記載した場合は、「備考」欄の記載は省略しても差し支えない。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（令和8年3月27日保医発0327第2号）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai

【参考】診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）
長期収載品の選定療養に関する取扱い

項番	診療行為名称等	記載事項
605	長期収載品の選定療養に関する取扱い	（長期収載品について、選定療養の対象とはせずに、保険給付する場合（長期収載品について、後発医薬品への変更不可の処方箋を交付する場合を含む。）） 医療上必要があると認められる場合及び後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合の理由のうち該当するものを記載すること。 なお、医療上の必要性については以下のとおりとする。 ① 長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された**効能・効果に差異**がある場合であって、当該患者の疾病に対する治療において長期収載品を処方等する医療上の必要があると医師が判断する場合。 ② 当該患者が**後発医薬品を使用した際に、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、先発医薬品との間で治療効果に差異があったと医師が判断する場合**であって、安全性の観点等から長期収載品の処方等をする医療上の必要があると判断する場合。 ③ **学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨**されており、それを踏まえ、医師が長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合。 ④ 後発品の剤形では**飲みにくい、吸湿性により一包化ができないなど、剤形上の違いにより**、長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合。ただし、単に剤形の好みによって長期収載品を選択することは含まれない。

レセプト電算処理システム用コードによるレセプト表示文言
長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため
患者が後発医薬品を使用した際、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、長期収載品との間で治療効果に差異があったため
学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されているため
剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため
後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（令和8年3月27日保医発0327第2号）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai

【参考】調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧
長期収載品の選定療養に関する取扱い

項番	調剤行為名称等	記載事項
39	長期収載品の選定療養に関する取扱い	（長期収載品について、選定療養の対象とはせずに、保険給付する場合）理由のうち、該当するものを記載すること。 ①医療上の必要があると**医師又は歯科医師が判断**したため ・ 長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された**効能・効果に差異がある場合**であって、当該患者の疾病に対する治療において長期収載品を処方等する医療上の必要があると医師又は歯科医師が判断する場合。 ・ **当該患者が後発医薬品を使用した際に、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、先発医薬品との間で治療効果に差異があったと医師又は歯科医師が判断**する場合であって、安全性の観点等から長期収載品の処方等をする医療上の必要があると判断する場合。 ・ **学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨**されており、それを踏まえ、医師又は歯科医師が長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合。 ・ 後発品の剤形では**飲みにくい、吸湿性により一包化ができないなど、剤形上の違い**により、長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合。 ②後発品の剤形では**飲みにくい、吸湿性により一包化ができないなど、剤形上の違い**により、長期収載品を調剤する必要があると**薬剤師が判断する場合**。ただし、**単に剤形の好みによって長期収載品を選択することは含まれない**。 ③後発医薬品の**在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難**な場合。

レセプト電算処理システム用コードによるレセプト表示文言
医療上の必要性があると医師又は歯科医師が判断したため（処方箋の「変更不可（医療上必要）」欄に「レ」又は「×」の記載があった場合等）
剤形上の違いにより、長期収載品を調剤する必要があると薬剤師が判断したため
後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（令和8年3月27日保医発0327第2号）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・
二次利用禁止
sawai

疑義解釈

- 長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）：令和6年7月12日事務連絡
- 長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その2）：令和6年8月21日事務連絡
- 長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その3）：令和6年9月25日事務連絡
- 「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の 送付について（その3）」の一部訂正について：令和6年9月26日事務連絡
- 長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その4）：令和7年3月14日事務連絡

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html（2026年10月16日閲覧）

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・
二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その1）医療上の必要性について

問1　**医療上の必要**があると認められるのは、どのような場合が想定されるのか。

（答）保険医療機関の**医師又は歯科医師（以下、医師等）**において、次のように判断する場合が想定される。

① 長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された**効能・効果に差異がある場合**（※）であって、当該患者の疾病に対する治療において長期収載品を処方等する医療上の必要があると医師等が判断する場合。

（※）効能・効果の差異に関する情報が掲載されているサイトの一例
・PMDAの添付文書検索サイト：https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/
・日本ジェネリック製薬協会が公開する「効能効果、用法用量等に違いのある後発医薬品リスト」：
https://www.jga.gr.jp/medical/confirm-effective.html

② 当該患者が後発医薬品を使用した際に、**副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、先発医薬品との間で治療効果に差異**があったと医師等が判断する場合であって、安全性の観点等から長期収載品の処方等をする医療上の必要があると判断する場合。

③ **学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨**されており、それを踏まえ、医師等が長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合。

④ 後発医薬品の剤形では**飲みにくい、吸湿性により一包化ができないなど、剤形上の違い**により、長期収載品を処方等をする医療上の必要があると判断する場合。ただし、単に剤形の好みによって長期収載品を選択することは含まれない。

また、**保険薬局の薬剤師**においては、
・①、②及び③に関して、医療上の必要性について懸念することがあれば、医師等に疑義照会することが考えられ、
・また、④に関しては、医師等への疑義照会は要さず、薬剤師が判断することも考えられる。なお、この場合においても、調剤した薬剤の銘柄等について、当該調剤に係る処方箋を発行した保険医療機関に情報提供すること。

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）（令和6年7月12日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その1）医療上の必要性について

問2 **治療ガイドライン上で後発医薬品に切り替えないことが推奨されている場合については、長期収載品を使うことについて、医療上の必要性が認められるということでよいか。**例えば、てんかん診療ガイドライン2018（一般社団法人日本神経学会）では、「後発医薬品への切り替えに関して、発作が抑制されている患者では、服用中の薬剤を切り替えないことを推奨する。」、「先発医薬品と後発医薬品の治療的同等性を検証した質の高いエビデンスはない。しかし、一部の患者で、先発医薬品と後発医薬品の切り替えに際し、発作再発、発作の悪化、副作用の出現が報告されている」とされているところ、この場合に医療上の必要性は認められるか。

（答） 医師等が問1の③に該当すると判断し、長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合であれば、保険給付となる。

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）（令和6年7月12日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その1）医療上の必要性について

問3 使用感など、**有効成分等と直接関係のない理由**で、長期収載品の医療上の必要性を認めることは可能か。

（答）基本的には**使用感などについては医療上の必要性としては想定していない。**
なお、医師等が問1の①～④に該当すると判断し、長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合であれば、保険給付となる。

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）（令和6年7月12日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その3）医療上の必要性について

問2　疑義解釈その1問1の②において、「当該患者が後発医薬品を使用した際に」とあるが、後発医薬品の添付文書において、当該患者への投与が禁忌とされている場合も、実際に当該患者に使用したうえで判断する必要があるのか。

（答）　後発医薬品の添付文書において禁忌とされている患者に対しては、当該後発医薬品を使用したうえで判断する必要はなく、この場合は疑義解釈その1問1の②に該当するとみなして差し支えない。

問3　複数の医薬品を混合する際、後発医薬品を用いると配合変化により薬剤が分離する場合であって、長期収載品を用いることにより配合変化が回避できるときは、医療上の必要性があると認められるか。

（答）　疑義解釈その1問1の④に該当するため、医療上の必要性があると認められる。

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その3）（令和6年9月25日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その1）薬局における医療上の必要性の判断について

問4　「長期収載品の処方等又は調剤について」（令和6年3月27日保医発0327第11号）の「第1　処方箋様式に関する事項」の「3 長期収載品を銘柄名処方する場合における取扱について」の(4)において、「処方の段階では後発医薬品も使用可能としていたが、保険薬局の薬剤師において、患者が服用しにくい剤形である、長期収載品と後発医薬品で効能・効果の差異がある等、後発医薬品では適切な服用等が困難であり、長期収載品を服用すべきと判断した場合には、医療上必要がある場合に該当し、保険給付とすることも想定されること。」とあるが、
〇このような場合には処方医へ**疑義照会することなく、薬剤師の上記判断に基づいて、従来通りの保険給付が可能**という理解でよいか。
〇また、医師等が後発医薬品を銘柄名処方した場合であって、「変更不可（医療上必要）」欄に「✓」又は「×」が記載されていない場合に、長期収載品を調剤する医療上の必要があると考えられる場合は、処方医へ**疑義照会することなく、薬剤師の判断で従来通りの保険給付は可能**か。

（答）それぞれの場合について、考え方は次のとおりである。

○ 医師等が長期収載品を銘柄名処方し、「変更不可（医療上必要）」欄に「✓」又は「×」が記載されていない場合に、薬剤師として長期収載品を調剤する医療上の必要があると考える場合
・ 医療上の必要性の判断の観点から、問1において保険薬局の薬剤師について記載するとおりの取扱いとなる。

○ 医師等が後発医薬品を銘柄名処方し、「変更不可（医療上必要）」欄に「✓」又は「×」が記載されていない場合に、薬剤師として長期収載品を調剤する医療上の必要があると考える場合
・ 変更調剤に該当するところ、**「現下の医療用医薬品の供給状況における変更調剤の取扱いについて」**（令和6年3月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、当面の間、疑義照会なく、変更調剤できることとしている。
・ その上で、医療上の必要性の判断の観点から、問1において保険薬局の薬剤師について記載するとおりの取扱いとなる。

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）（令和6年7月12日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その4）医療上の必要性について

問2　**同一性への固執が症状として見られる精神疾患や精神障害のため**、普段から同じ機能の物についても形や色の変化を受け入れて生活することができないことから、**医薬品の剤形や色などを変更することによって安定的な服薬ができないと医師が判断する場合**には、医療上の必要性があると認められるか。

（答）　「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年7月12日厚生労働省保険局医療課事務連絡）問1の1の④に該当するため、**医療上の必要性が認められる**。

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その4）（令和7年3月14日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その1）一般名処方について

問5　「長期収載品の処方等又は調剤について」の「第1　処方箋様式に関する事項」の「4 一般名処方する場合における取扱について」の（2）において「一般名処方の処方箋を保険薬局に持参した患者が長期収載品を希望した場合には、選定療養の対象となること。」とあるが、一般名処方された患者が薬局で長期収載品を希望し、薬剤師がその理由を聴取した際に、患者希望ではあるものの、患者の疾病に関し、長期収載品と後発医薬品における効能・効果等の違いがある等の医療上の理由と考えられる場合には、保険薬局の判断で従来通りの保険給付とすることは可能か。

（答）　問1の後段に記載する通り。

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）（令和6年7月12日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その1）院内処方その他の処方について

問6　**院内処方用の処方箋がない医療機関**において「医療上の必要性」により長期収載品を院内処方して保険給付する場合、単に医師等がその旨の判断をすれば足りるのか。あるいは「医療上の必要性」について、何らかの記録の作成・保存が必要なのか。

（答）　診療報酬を請求する際に、「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」（令和6年7月12日保医発0712第1号）の別表Ⅰを踏まえ、**診療報酬請求書等の「摘要」欄に理由を選択して記載**すること。

問7　**院内採用品に後発医薬品がない場合**は、「後発医薬品を提供することが困難な場合」に該当すると考えて保険給付してよいか。

（答）　患者が後発医薬品を選択することが出来ないため、従来通りの**保険給付として差し支えない。**なお、後発医薬品の使用促進は重要であり、外来後発医薬品使用体制加算等を設けているところ、**後発医薬品も院内処方できるようにすることが望ましい。**

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）（令和6年7月12日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

令和8年度診療報酬改定 長期収載品の選定療養
関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai
長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その1）院内処方その他の処方について

問8　長期収載品の選定療養について、入院は対象外とされているが、入院期間中であって、退院間際に処方するいわゆる「**退院時処方**」については、選定療養の対象となるのか。

（答）　留意事項通知において「退院時の投薬については、服用の日の如何にかかわらず入院患者に対する投薬として扱う」とされているところであり、**入院と同様に取り扱う。**

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）
（令和6年3月5日保医発0305第4号）別添1（医科点数表）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

問9　在宅医療において、在宅自己注射を処方した場合も対象となるか。

（答）　そのとおり。

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）（令和6年7月12日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その3）入院中の患者以外の患者に対する注射について

問1 「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について」（令和6年3月27日保医発0327第10号）において、「**別表第一区分番号C200に掲げる薬剤**」、「**別表第一区分番号G100に掲げる薬剤**」及び「**別表第二区分番号G100に掲げる薬剤**」が選定療養の対象となるとされているが、**入院中の患者以外の患者（往診又は訪問診療を行った患者も含む）に対して医療機関が注射を行った場合も、長期収載品の選定療養の対象となるのか**。

（答）**長期収載品の選定療養の対象とはならない。**
なお、**在宅自己注射を処方した場合**については、「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年7月12日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「疑義解釈その1」という。）問9に記載するとおり、**長期収載品の選定療養の対象**となる。

- 別表第一区分番号C200に掲げる薬剤：医科　在宅医療関連
- 別表第一区分番号G100に掲げる薬剤：医科　注射料関連
- 別表第二区分番号G100に掲げる薬剤：歯科　注射料関連

※入院は長期収載品の選定療養の対象外です

長期収載品の選定療養の対象外


往診または訪問診療において医療機関が注射を実施


外来診療における注射


外来歯科診療における注射

長期収載品の選定療養の対象


在宅自己注射の処方

※バイオ医薬品は長期収載品の選定療養の対象外です

「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その3）」の一部訂正について（令和6年9月26日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その1）後発医薬品を提供することが困難な場合について

問10 「当該保険医療機関又は保険薬局において、後発医薬品の在庫状況等を踏まえ、後発医薬品を提供することが困難な場合」について、出荷停止、出荷調整等の安定供給に支障が生じている品目かどうかで判断するのではなく、あくまで、現に、**当該保険医療機関又は保険薬局において、後発医薬品を提供することが困難かどうか**で判断するということでよいか。

（答）　そのとおり。

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）（令和6年7月12日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その1）公費負担医療について

問11 **医療保険に加入している患者であって、かつ、国の公費負担医療制度により一部負担金が助成等されている患者**が長期収載品を希望した場合について、長期収載品の選定療養の対象としているか。

（答） 長期収載品の選定療養の制度趣旨は、医療上必要があると認められる場合等は、従来通りの保険給付としつつ、それ以外の場合に患者が長期収載品を希望する場合は、選定療養の対象とすることとしたものであることから、今般、対象外の者は設けておらず、国の公費負担医療制度の対象となっている患者が長期収載品を希望した場合についても、他の患者と同様に、**長期収載品の選定療養の対象**となる。なお、医療上必要があると認められる場合に該当する場合は、従来通りの保険給付として差し支えない。

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）（令和6年7月12日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

令和8年度診療報酬改定 長期収載品の選定療養
関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai
長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その1）公費負担医療について

問12 **医療保険に加入している患者であって、かつ、こども医療費助成等のいわゆる地方単独の公費負担医療の対象となっている患者**が長期収載品を希望した場合について、長期収載品の選定療養の対象としているか。

（答） 長期収載品の選定療養の制度趣旨は、医療上必要があると認められる場合等は、従来通りの保険給付としつつ、それ以外の場合に患者が長期収載品を希望する場合は、選定療養の対象とすることとしたものであることから、今般、対象外の者は設けておらず、こども医療費助成等のいわゆる地方単独の公費負担医療が対象となっている患者が長期収載品を希望した場合についても、他の患者と同様に、**長期収載品の選定療養の対象**となる。なお、医療上必要があると認められる場合に該当する場合は、従来通りの保険給付として差し支えない。

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）（令和6年7月12日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その2）処方箋の記載について

問1　「変更不可（医療上必要）」欄及び「患者希望」欄の**双方に「✓」又は「×」がついた場合**、保険薬局においてはどのような取扱いになるか。

（答）　**「変更不可（医療上必要）」欄及び「患者希望」欄の双方に「✓」又は「×」がつくことは、通常は想定されず、**医療機関のシステムにおいても双方に「✓」又は「×」を入力することはできないと考えられるが、仮にそのような場合があれば、**保険薬局から処方医師に対して疑義照会を行う等の対応を行うこと。**

なお、医療機関では、「長期収載品の処方等又は調剤について」（令和6年3月27日保医発0327第11 号）において、「「変更不可（医療上必要）」欄に「✓」又は「×」を記載した場合においては、「患者希望」欄には「✓」又は「×」は記載しないこと。」としているところであり、**医療上の必要性がある場合は、「変更不可（医療上必要）」欄にのみ「✓」又は「×」を記載すること。**

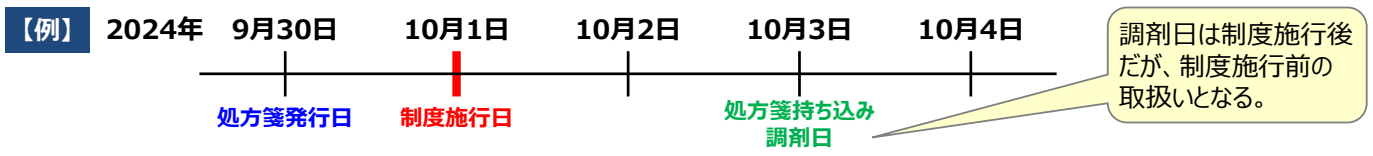
長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その2）（令和6年8月21日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

令和8年度診療報酬改定 長期収載品の選定療養
関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai
長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その2）処方箋の記載について

問2　令和6年10月1日前に処方された長期収載品であって、保険薬局に10月1日以降に処方箋が持ち込まれた場合は**制度施行前の取扱い**となるのか。

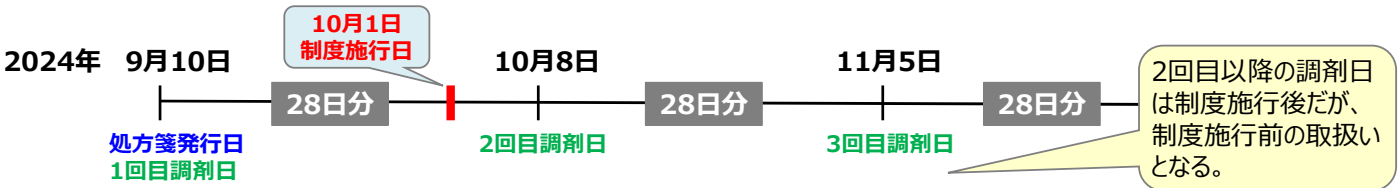
（答）　そのとおり。



問3　令和6年10月1日前に処方された長期収載品であって、保険薬局に10月1日以降に2回目以降の調剤のためにリフィル処方箋や分割指示のある処方箋が持ち込まれた場合は**制度施行前の取扱い**となるのか。

（答）　そのとおり。

【例】2024年9月10日に『1回あたり28日分、3回』のリフィル処方箋が発行され、同日に1回目の調剤を終えた場合の事例



長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その2）（令和6年8月21日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その2）処方箋の記載について

問4　令和6年10月1日以降に旧様式の処方箋で処方された長期収載品であって、後発品変更不可にチェックがあるものの、理由について記載がされていないものについてどう扱えばよいか。

（答）　保険薬局から処方医師に対して疑義照会を行う等の対応を行うこと。

問5　「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号）第三の十四（三）において、「後発医薬品のある先発医薬品の処方等又は調剤に係る費用徴収その他必要な事項を当該保険医療機関及び当該保険薬局内の見やすい場所に掲示しなければならないものとする。」とされているが、掲示内容について参考にするものはあるか。

（答）　院内及びウェブサイトに掲示する内容については、以下のURLに示すポスターを参考にされたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その2）（令和6年8月21日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

関係法令等の詳細は、引用より原文をご確認下さい。
転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その2）診療報酬明細書の記載について

問6　医事会計システムの電算化が行われていないものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関及び保険薬局については、薬剤料に掲げる所定単位当たりの薬価が175円以下の場合は、薬剤名、投与量等を記載する必要はないとされているが、医療上の必要性等により長期収載品を処方等又は調剤した場合の理由は記載が必要となるのか。

（答）　記載不要。

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その2）（令和6年8月21日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その2）公費負担医療について

問7　生活保護受給者である患者が長期収載品を希望した場合は、どのように取り扱うことになるのか。

（答）

■ **長期収載品の処方等が医療扶助の支給対象にならない場合**

「生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬」（昭和34年厚生省告示第125号）第2に基づき、**生活保護受給者については、長期入院選定療養以外の選定療養は医療扶助の支給対象とはならないとしている。**

このため、**生活保護受給者である患者が、医療上必要があると認められないにもかかわらず、単にその嗜好から長期収載品の処方等又は調剤を希望する場合は、当該長期収載品は医療扶助の支給対象とはならないため、**生活保護法（昭和25年法律第144号）第34条第3項に基づき、**後発医薬品処方等又は調剤を行うこととなる。**

■ **長期収載品の処方等が医療扶助の支給対象になる場合**

長期収載品の処方等を行うことに医療上必要があると認められる場合は、当該長期収載品は医療扶助の支給対象となる。

問８　生活保護受給者である患者が、単にその嗜好から長期収載品を選択した場合、「特別の料金」を徴収するのか。

（答）　生活保護受給者である患者について、医療上の必要性があると認められず、かつ、保険医療機関又は保険薬局において後発医薬品を提供することが可能である場合は、長期収載品を医療扶助又は保険給付の支給対象として処方等又は調剤することはできないため、**当該患者が単にその嗜好から長期収載品を希望した場合であっても、後発医薬品を処方等又は調剤することとなる。**そのため、「特別の料金」を徴収するケースは生じない。

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その2）（令和6年8月21日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・二次利用禁止
sawai

【参考】長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その2）の問7、問8に関連する規定

➢ **生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和34年厚生省告示第125号）第2**

二　国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第二条第七号に規定する療養(次項において「長期入院選定療養」という。)につき別に定めるところによる場合を除く。第四項において同じ。)は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。

➢ **生活保護法（昭和25年法律第144号）第34条第3項**

第三十四条

医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

3　前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和三十四年　厚生省告示第百二十五号）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82054000&dataType=0&pageNo=1（2026年10月16日閲覧） より作成
生活保護法（昭和二十五年　法律第百四十四号）（令和8年10月1日施行）
https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000144?occasion_date=20261001（2026年10月16日閲覧） より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.

転載・複製・二次利用禁止
sawai

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈（その4）医療費控除について／包括される薬剤料について

問1　患者が長期収載品を希望した場合に支払うことになる「特別の料金」について、医療費控除の対象になるか。

（答）　「特別の料金」については、対象となる先発医薬品の価格の一部に相当する金額を支払うものであり、治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価として、**医療費控除の対象**となる。
なお、マイナポータル連携により取得する「医療費通知情報」には、「特別の料金」は含まれないため、**医療費控除の申告においては、保険医療機関又は保険薬局が発行する領収証を患者が適切に保存する必要がある**。

（参考）国税庁ホームページ
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1122_qa.htm#q6

問2　**薬剤料が包括**される小児科外来診療料、在宅時医学総合管理料、在宅がん医療総合診療料等を算定し院内処方を行った場合も長期収載品の選定療養の対象となるか。

（答）　**長期収載品の選定療養の対象とはならない**。

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その4）（令和7年3月14日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html より作成

Copyright ©Sawai Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.